

市町村議会で議決した意見書等（令和5年9月追加分）

令和5年10月31日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	一戸町	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	R5.9.21	1

市町村議会名	意見書の内容
<p>一 戸 町</p>	<p>【議決年月日】 令和5年9月21日</p> <p>【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、 文部科学大臣</p> <p>【件 名】 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書</p> <p>「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に引き下げられ、中学校・高等学校での早期引き下げも望まれています。加えて、きめ細かな教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。</p> <p>学校現場では、学級編制標準に基づいた定数配置や育児休暇・病休者などの代替え措置などが未充足であるなど、慢性的な教員不足により教材研究や授業準備に支障をきたしています。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、複雑な家庭環境など問題が多様化・細分化し、より細やかな指導が必要とされていますが、その対応のための人員は十分に配置されておりません。2023年4月28日公表の文部科学省による教員の勤務実態調査では、6年前より在校等時間が短縮されたものの、持ち帰りを含めた残業時間は月80時間を超えており、子どもたちに向き合うための十分な時間確保は困難な状況です。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級を実現するとともに、教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は国が果たすべき役割です。</p> <p>よって、国及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 2 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。</p>